

障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 594 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 0010 : <u>2024</u></p> <p style="text-align: center;">障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 Foods and ornamental plants produced with the participation of persons with disabilities</p> <p>1 適用範囲 この規格は、障害者が農林水産業における生産行程に携わった生鮮食品及びこれらを原材料とした加工食品並びに観賞用の植物について規定する。</p> <p>2 引用規格 この規格には、引用規格はない。</p> <p>3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>3.1 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下“障害者総合支援法”という。）第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 37 条第 2 項に規定する者</p> <p>3.2 生鮮食品 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 2 に記載されるもの</p> <p>3.3 加工食品 食品表示基準別表第 1 に記載されるもの（酒類を除く。）</p> <p>3.4 観賞用の植物 切り花、鉢もの、花木類、芝類、地被植物類等の観賞用に供される植物</p> <p>3.5 ノウフク 障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組 注釈 1（略）</p> <p>3.6 ノウフク生鮮食品</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 0010 : <u>2019</u></p> <p style="text-align: center;">障害者が生産行程に携わった食品 Foods produced with the participation of persons with disabilities</p> <p>1 適用範囲 この規格は、障害者が農林水産業における生産行程に携わった生鮮食品及びこれらを原材料とした加工食品について規定する。 (新設)</p> <p>2 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>2.1 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下“障害者総合支援法”という。）第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 37 条第 2 項に規定する者。</p> <p>2.2 生鮮食品 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 2 に記載されるもの。</p> <p>2.3 加工食品 食品表示基準別表第 1 に記載されるもの（酒類を除く。）。 (新設)</p> <p>2.4 ノウフク 障害者 (2.1) が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組。 注記（略）</p> <p>2.5 ノウフク生鮮食品</p>

ノウフクによって生産する生鮮食品

3.7

ノウフク加工食品

ノウフク生鮮食品を原材料として使用した加工食品

3.8

ノウフク観賞用の植物

ノウフクによって生産する観賞用の植物

4 要求事項

4.1 ノウフク生鮮食品

次の基準を満たさなければならない。

- a) 主要な生産行程に障害者が携わっていること。
注記 1 (略)
- b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること。
注記 2 (略)

4.2 ノウフク加工食品

次の基準を満たさなければならない。

- a) 原材料として、4.1の基準に適合するものとして日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条又は第30条の規定によって格付された生鮮食品又は当該ノウフク加工食品を製造し、又は加工する者によって生産された4.1の基準に適合する生鮮食品を、少なくとも1種類以上使用すること。
- b) 原材料のうち、a)に規定するものについては、受入れから使用前まで、他のものが混ざらないよう区分して管理すること。

4.3 ノウフク観賞用の植物

次の基準を満たさなければならない。

- a) 主要な生産行程に障害者が携わっていること。
注記 1 主要な生産行程とは、当該観賞用の植物の生産に直接関連する栽培等における行程を指し、以下のものが考えられる。
一 育苗、耕耘、元肥施肥、は種、定植、防除、除草、管理、収穫、調整、出荷等
- b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク観賞用の植物の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること。
注記 2 回答する際には、問合せのあったノウフク観賞用の植物に係る作業記録等を特定することが必要であり、特定する方法には、ノウフク観賞用の植物に識別可能な番号又は記号を付して出荷すること、出荷先に識別可能な番号又は記号を伝達すること等がある。

ノウフク (2.4) により生産する生鮮食品 (2.2)。

2.6

ノウフク加工食品

ノウフク生鮮食品 (2.5) を原材料として使用した加工食品 (2.3)。
(新設)

3 要求事項

3.1 ノウフク生鮮食品

次の基準を満たさなければならない。

- a) 主要な生産行程に障害者が携わっていること。
注記 (略)
- b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること。
注記 (略)

3.2 ノウフク加工食品

次の基準を満たさなければならない。

- a) 原材料として、3.1の基準に適合するものとして日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条又は第30条の規定により格付された生鮮食品又は当該ノウフク加工食品を製造し、又は加工する者により生産された3.1の基準に適合する生鮮食品を、少なくとも1種類以上使用すること。
- b) 原材料のうち a)に規定するものについては、受入れから使用まで、他のものが混ざらないよう区分して管理すること。

(新設)

5 表示

5.1 ノウフク生鮮食品

次の事項を当該ノウフク生鮮食品，その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

a)・b) (略)

注記 その他の表示事項については，食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.2 ノウフク加工食品

次の事項を包装・容器に表示しなければならない。ただし，**d)**にあつては，原材料として使用したノウフク生鮮食品と同一の種類の生鮮食品を使用する場合に限る。

a)～d) (略)

注記 その他の表示事項については，食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.3 ノウフク観賞用の植物

次の事項を当該ノウフク観賞用の植物，その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

a) “ノウフク”という用語

b) **a)**の用語の説明

例 ノウフクとは，障害者が農林水産業に就労し，農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

4 表示

4.1 ノウフク生鮮食品

食品表示基準の規定に従うほか，次の事項を当該ノウフク生鮮食品，その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

a)・b) (略)

(新設)

4.2 ノウフク加工食品

食品表示基準の規定に従うほか，次の事項をその包装・容器に表示しなければならない。ただし，**d)**については，原材料として使用したノウフク生鮮食品と同一の種類の生鮮食品を使用する場合に限る。

a)～d) (略)

(新設)

(新設)